

前 東 交 号 外
令和 5 年 1 1 月 2 7 日

群馬県立前橋南高等学校長 殿

前 橋 東 警 察 署 長



高校生に対する自転車利用時のヘルメット着用指導の徹底について（依頼）

晩秋の候、平素から警察行政各般にわたり、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本年 4 月 1 日に改正道路交通法が施行され、全国一斉に自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化となり、また、本県では令和 3 年に群馬県交通安全条例を改正して全国に先駆けて自転車利用時のヘルメット着用を努力義務化するなど、本県全体としてヘルメット着用に向けた各種対策を講じてきた結果、本年実施されたヘルメット着用調査では、本県のヘルメット着用率が 43.8%で全国 3 位となり、一定の成果を収める状況となっております。

しかし、一方で朝夕の登下校時間帯においては、自転車利用の中学生のヘルメット着用率がほぼ 100%であるのに対して、高校生ではヘルメットを着用していない生徒が多数散見されるなど、高校生のヘルメット着用が未だ浸透していない現状です。

さらに、先般報道発表された民間団体の調査において、2022 年中の高校生の通学中の自転車事故件数（1 万人当たり）が当県は全国ワースト 1 位、また、調査開始以降 9 年連続ワースト 1 位が続いているなど、当県において高校生の自転車事故防止対策は喫緊の課題の一つとなっております。

自転車の関係した交通死亡事故では、死者の致命傷は全体の約 6 割が頭部であり、また、ヘルメット着用者と比較して非着用者の致死率が約 2 倍以上高くなっているなど、自転車利用時のヘルメット着用は、重大事故を未然防止する上でも非常に有効であり、その必要性と重要性を自転車利用者自身が認識、理解する必要があります。

今後、年末を迎えるにあたり、人や車の交通量の増加に伴い更なる交通事故の発生が危惧される中、高校生の自転車に関する重大事故を未然防止すべく、

全校生徒への自転車利用時のヘルメット着用の徹底

について、生徒及び保護者に対する指導、呼び掛けをお願いしたく御依頼申し上げます。

担 当：前橋東警察署 交通課長 小山和宏

連絡先：027-225-0110（内線 410）